

紛争鉱物管理方針

徳力本店は、企業行動憲章に則り、企業の社会的責任を自覚して健全な企業活動に努めており、原材料等の調達においても、人権侵害（大量殺戮、民族浄化、暴行、虐待、拷問、奴隷化、人身売買、児童労働、強制労働等）、テロリスト活動、マネーロンダリング、不正取引などが横行する紛争地域や高リスク地域からの調達を回避するため、金、スズ、タングステン、タンタル、銀、白金、パラジウムに係る取引についてリスク管理を行い、そのような紛争地域に関与することが判明した場合には直ちに取引を中止します。

そのために当社は、OECD（経済協力開発機構）およびLBMA（ロンドン地金市場協会）の指針、また関連業界の対応指針に従って、下記の項目により紛争鉱物管理を推進します。

1. 管理体制の構築

全社統括責任者が選任したコンプライアンスオフィサーにより責任ある管理体制を構築し、紛争鉱物管理を推進します。

2. 紛争地域や高リスク地域からの紛争鉱物調達回避

コンゴ民主共和国およびその周辺国に由来する金、スズ、タングステン、タンタル、銀、白金、パラジウムを紛争地域や高リスク地域からの紛争鉱物と定義し、こうした地域からの紛争鉱物調達を回避します。

3. サプライチェーンに対する事前リスク評価

材料のサプライチェーンに対して、事前リスク評価を実施し、紛争地域や高リスク地域からの紛争鉱物に係る材料であることが判明した場合は、直ちに購入取引を中止します。

4. 教育訓練の実施

紛争鉱物管理に関与するすべての担当者に対し、必要とされる教育、訓練を継続的に実施致します。

5. 取引の監視と記録の保管管理

納入された材料はすべて現物確認を行い、サプライヤーからの取引情報との整合を照合した上で受け入れます。また、取引証拠書類は、保管期間を定め管理します。

6. 第三者監査の実施と報告

管理体制と実施状況について、定期的に独立した第三者機関による監査を実施し、その運用状況を報告します。

以上

2012(平成24)年2月1日 制定

株式会社 徳力本店

代表取締役社長 山口 純